

【事案Ⅱ-14】入院・通院共済金請求

- ・ 平成 23 年 8 月 8 日 裁定申立受理
- ・ 平成 24 年 2 月 14 日 和解解決

<事案の概要>

申立人の頸椎ヘルニアによる 123 日間入院についての入院共済金請求に対し、被
申

立人が、申立人の外泊・外出状況や当該傷病についての医学的見解により 123 日間の入院は必要ないとして 28 日分のみの支払提示に対する不服申し立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、入院共済金 1 日あたり 5,000 円の 123 日分、計 615,000 円を支払え
と

の判断を求める。

入院から 4 日目で外泊したことについて被申立人は「入院の必要がなかったのではないか、初めの 2 週間で治療に専念していればもっと早く完治していたのではないか」という仮定的な理由で 123 日間の入院に対して 28 日分しか支払わないとしているが、医師の指示のもとで入院、治療をしており、被申立人が共済金算定根拠としている仮定の話については医学的根拠がない。

また、外泊は妻の病状（腰椎ヘルニア）の悪化という想定できない突発的なもので、やむを得ない事情であり、医師の許可を得て注意事項を十分注意して守っていた。

<共済団体の主張>

本件申し立てを棄却する、との判断を求める。

- (1) 共済契約における入院の定義は「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」であり、実質的な入院であることが必要となる。
- (2) 本件入院は安静の必要からだが、123 日間の入院期間中、外出が 36 日、外泊が 14 日、計 50 日あり、治療としての安静が保たれていたとは考えられない。
- (3) 医師による治療の必要性は否定できないが、その症状は重篤ではなく、通院による外来治療が可能であり、常に医師の管理下において治療に専念する必要性はなく、また実際に専念していたと認めることはできない。
- (4) 上記理由により、入院期間全日数については認められないが、急性期対応として 2 週間および残日数に通院治療した場合 14 日プラスすることが最大考慮になると申立人に説明したが、承諾を得られなかった。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議を進め、当事者双方に和解案を提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。